これからの法改正の動き

技能実習制度を発展的に解消し「育成就労制度」を創設

「技能実習制度及び特定技能制度 の在り方に関する有識者会議」が最 終報告書をまとめました。

●4つの方向性

報告書では「外国人の人権保護」 「外国人のキャリアアップ」「安全安心・共生社会」の3つの視点(ビジョン)から見直しを行なうとされ、次の方向性が示されました。

- 1 技能実習制度を、人材確保と人 材育成を目的とする新たな制度と するなど、実態に即した見直しと すること
- 2 外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させ、その結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件

の下で本人意向の転籍を認めると ともに、監理団体等の要件厳格化 や関係機関の役割の明確化等の措 置を講じること

- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や、受入れ環境整備の取組みにより、共生社会の実現を目指すこと
- ●技能実習制度の廃止と新たな制度 の創設

現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする「育成就労制度」という新たな制度を創設することが提言されています。基本的に3年の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成することが求められます。

●本人意向の転籍を認める

「やむを得ない事情がある場合」 の転籍の範囲の拡大・明確化と、手 続きの柔軟化が提言されています。 加えて、以下の条件を満たした場合には、本人の意向による転籍も認めるとされています。

- ・同一機関での就労が1年超
- ・技能検定試験基礎級等や日本語能 カA 1 相当以上の試験(日本語能 力試験N5等)に合格
- ・ 転籍先機関の適正性(転籍者数等)
- ・同一業務区分に限る

●特定技能制度の適正化

特定技能制度については、適正化 を図ったうえで現行制度の存続が提 言されています。

新制度から特定技能 1 号への移行は、技能検定試験3級等の合格を条件に認める等とされています。

また、試験不合格となった者に、 再受験のための最長 1 年の在留継続 を認めるともされています。

法務省は最終報告書を受け、具体 的な改正法案づくりに入ります。◆

注目したい法改正の動向

◆著作権法の新たな課題

生成A I による著作権への影響が懸念されるなか、文化審議会著作権分科会法制度小委員会は「A I と著作権に関する考え方について」の骨子案をまとめ、論点整理の項目立てと記載内容案の概要を示しました。

◆ライドシェアへの期待

自民党の小泉進次郎元環境相の呼びかけで、超党派の勉強会が立ち上がり、規制改革推進会議の作業部会でも新法の検討を求める声が上がるなど、自家用車を持つ一般ドライバーが、有料で顧客を送迎する「ライドシェア」

についての議論が盛んになってきています。

◆「中堅企業」を定義づけ

経済省の経済産業政策局は、産業構造審議会に提出した「『産業競争力強化法の見直し』について」で、見直しの方向性の総論を示しています。そのなかで、従業員2,000人以下の企業を「中堅企業」と定義しての支援を提言しています。

◆自立支援制度等の見直し

「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」による、自立支援制度等の見直しに関する最終報告書

案が明らかになりました。

生活保護制度におけるケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行なう会議体の設置を盛り込むなど、法制上の措置が必要とされる事項がまとめられています。

◆介護離職対策を急ぐ

岸田文雄首相は議長として出席した「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」で、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の仕組みづくりについて、通常国会での法案提出に向けて、早急に結論をまとめることを関係府省に要請しました。

13 企業実務 2024. 1